

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ず
ご確認
ください

- ご契約の際は「**ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)**」
「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。
- 法人で加入をご検討される場合、
「**法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと**」
を参照のうえ、**税務取扱**についてご留意すべき事項をご確認ください。

無解約返戻金型収入保障保険について

- この保険においてお支払いする年金はつぎのとおりです。

年金	お支払事由	お支払額
遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	年金額
高度障害年金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	

- 被保険者が保険期間中に死亡・所定の高度障害状態になられたとき第1回年金をお支払いし、以後保険期間満了日まで毎月年金をお支払いします。
- 年金のお支払いには、2年または5年の保証期間があります。
- 最低保証期間2年のご契約の場合、保険料のお払込みは平準払込方式と逓減払込方式があります。(逓減払込方式の場合「逓減払込方式の契約に関する特則」が付加されます。)
- 逓減払込方式** 加入時より5年ごとに加入時の保険料の5%相当額*ずつ減少します(ただし、加入時保険料の50%相当額*が限度)。また、上記にかかわらず、保険期間満了直前5年間の保険料は、加入時保険料の50%相当額*となります。
- *5%相当額および50%相当額は、基準年金額・経過年数などにより、それぞれ5%および50%より少なくなるまたは多くなる場合があります。
- 年金支払事由発生後、将来お支払いする年金の現価の全部または一部を一時金としてご請求できます。
- 遺族年金と高度障害年金は重複してお支払いできません。
- この保険には満期保険金および配当金はありません。
- この保険には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- この保険には契約者貸付制度および自動振替貸付制度はありません。
- 所定の高度障害状態について、詳しくは約款別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

保険料のお払込みの免除について

つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いします。

- ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき

現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

生命保険募集人について

金融機関の担当者(生命保険募集人)はお客さまとSOMPOひまわり生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してSOMPOひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。

なお、お客さまの担当者である生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りのSOMPOひまわり生命の支社もしくは本社までお問い合わせください。

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。



しんきんの定期保険



SOMPOひまわり生命

じぶんと家族のお守り

無配当 無解約返戻金型収入保障保険

2024年10月

もしものとき、ご家族の生活をサポートする収入保障保険です



お客さまの健康を応援します
健康★チャレンジ!

本資料は商品パンフレットです

本商品は生命保険であり預金などではありません

この街と生きていく

定期保険のお申込みは信用金庫へ

SHINKIN 信用金庫

【契約内容の照会・各種お問い合わせ】

ご契約者様専用ダイヤル ☎ **0120-563-506** (通話料無料)
(カスタマーセンター)
【受付時間】月～金 9:00～18:00
土 9:00～17:00(日・祝日および12月31日～1月3日は除きます)

〈募集代理店〉

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

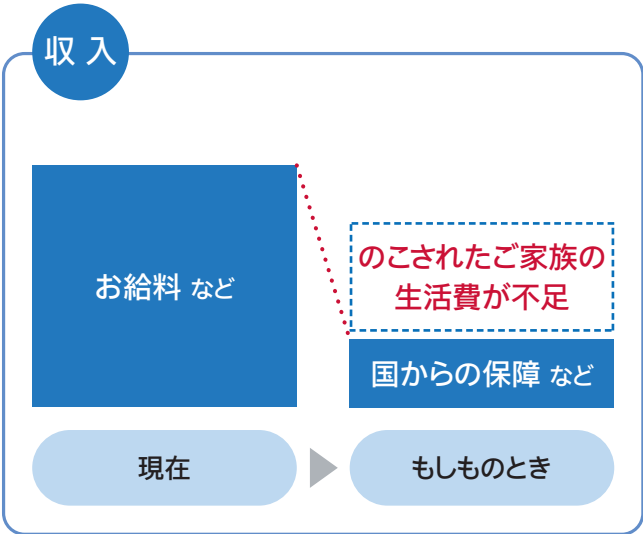
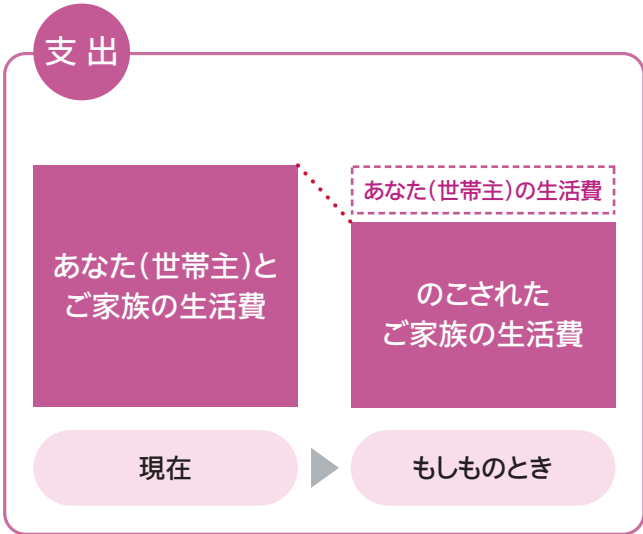
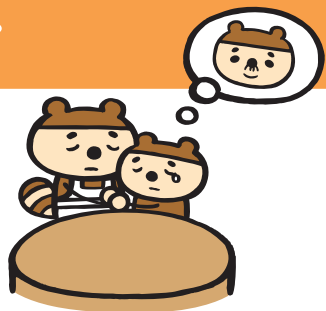
SOMPOグループの一員です。

HL-P-A-24-00150(2024.10.2)(24040038) | 890270 - 3200(24.10)LH

元気に過ごせていれば、今までどおりの生活を維持 できますが、
もしものことがあったら…働けない状態になったら … あなたやご家族の生活はどうなるでしょうか？

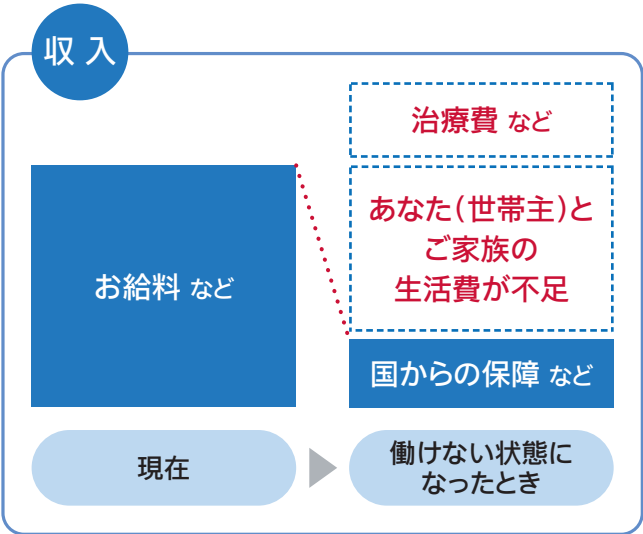
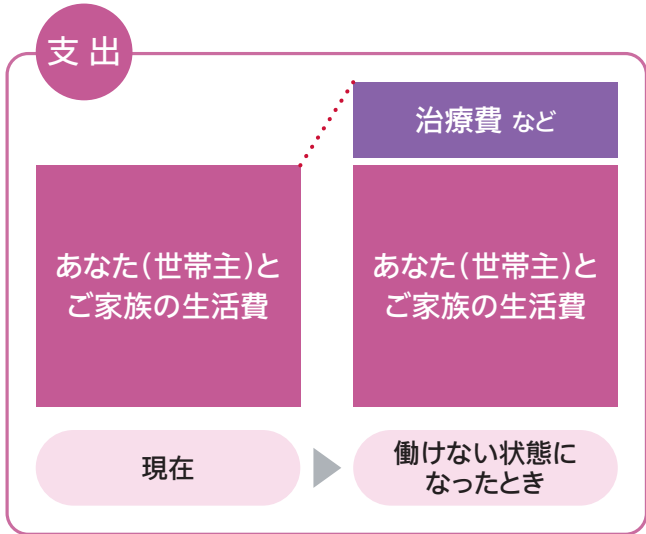
もしものことがあったら…

国からの保障などがありますが、
のこされたご家族の生活費は今までどおり必要となるため、
収入が不足する可能性があります。



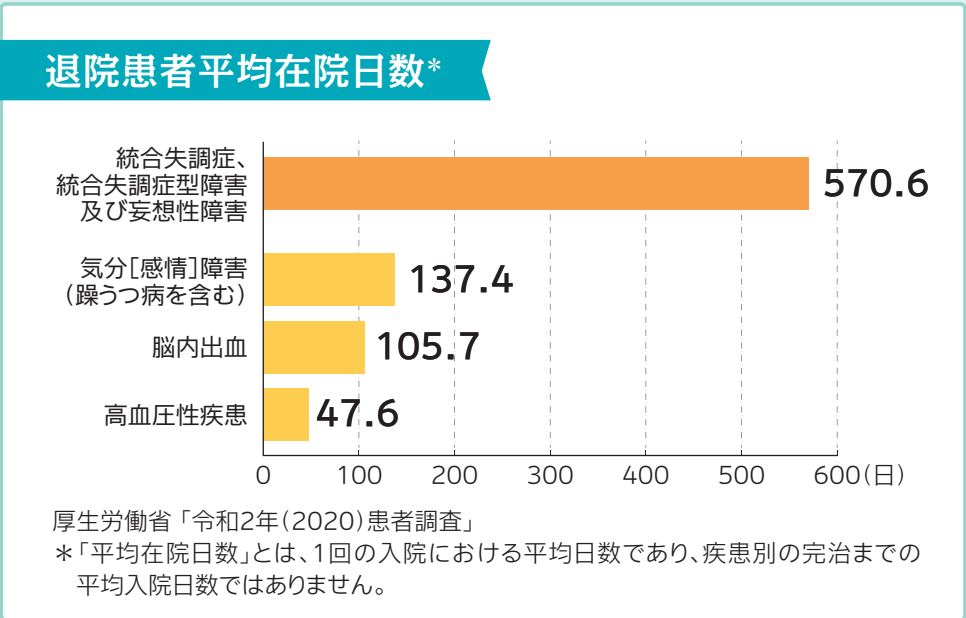
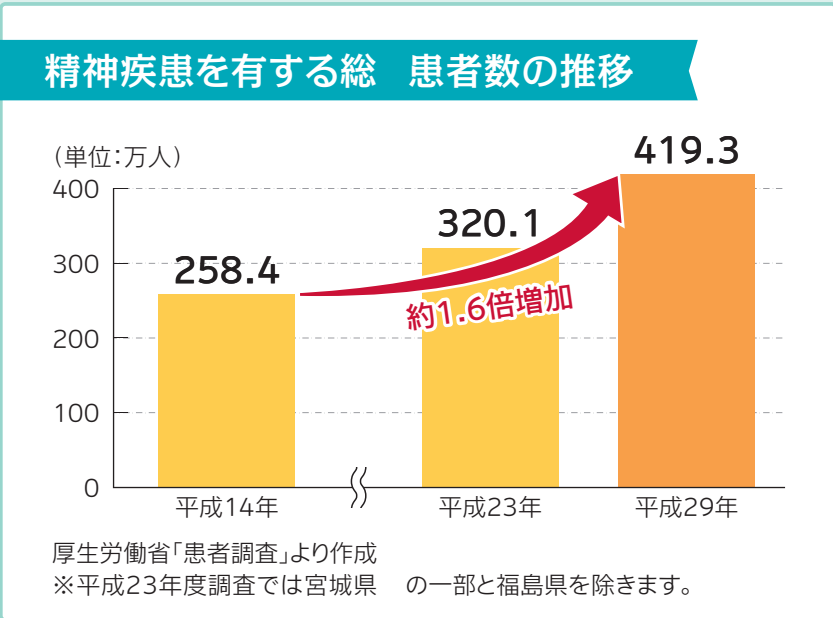
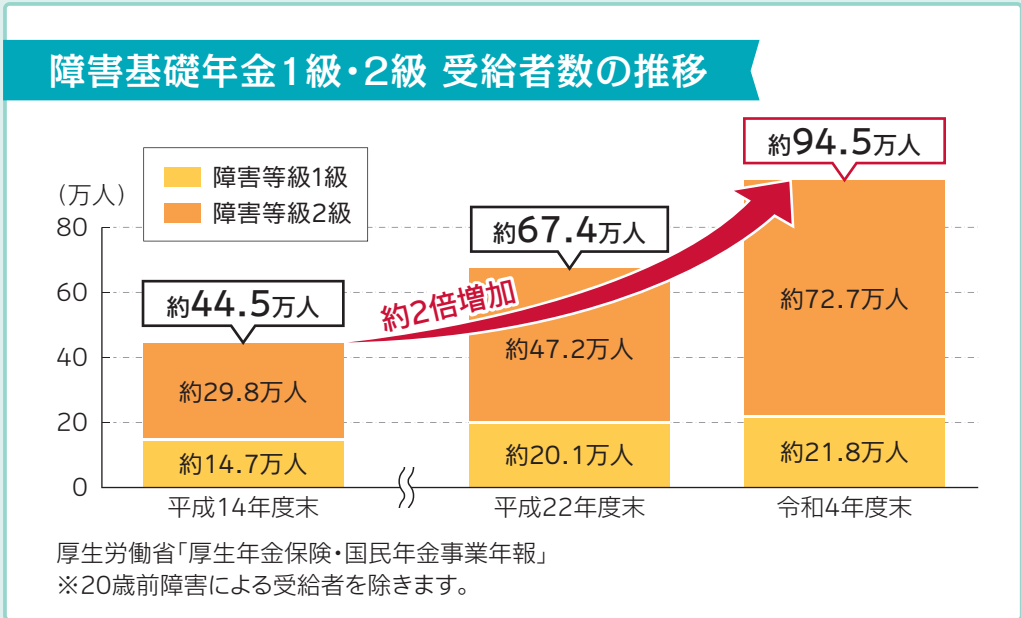
働けない状態になったら…

国からの保障などがありますが、収入は減少します。
さらに今までの生活費に加えて治療費などが必要となる場合があります。
ご家族が看病をする可能性もあり、
働きたくても働けない状況も考えなくてはなりません。



ご存じですか？ 働けない状態などになるリスクは身近なものになっています

働けない状態などになり、国からの保障(障害基礎年金)を受給される方は増加しています。
また、精神疾患を有する方も増加しており、病気によっては長期間入院することもあるため、
働けない状態などになるリスクにも備えておく心安心です。



じぶんと家族のお守りの保障内容

お取り扱い
について

- 契約年齢範囲：満20歳～満80歳
- 保険期間・保険料払込期間：45歳～90歳満了
- 基準年金月額：5万円以上
- 保険料払込方法：月払・半年払・年払
- 最低保険料：1,000円（月払・半年払・年払共通）

●契約年齢などにより取扱範囲が異なります。

お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

もしものとき

遺族年金

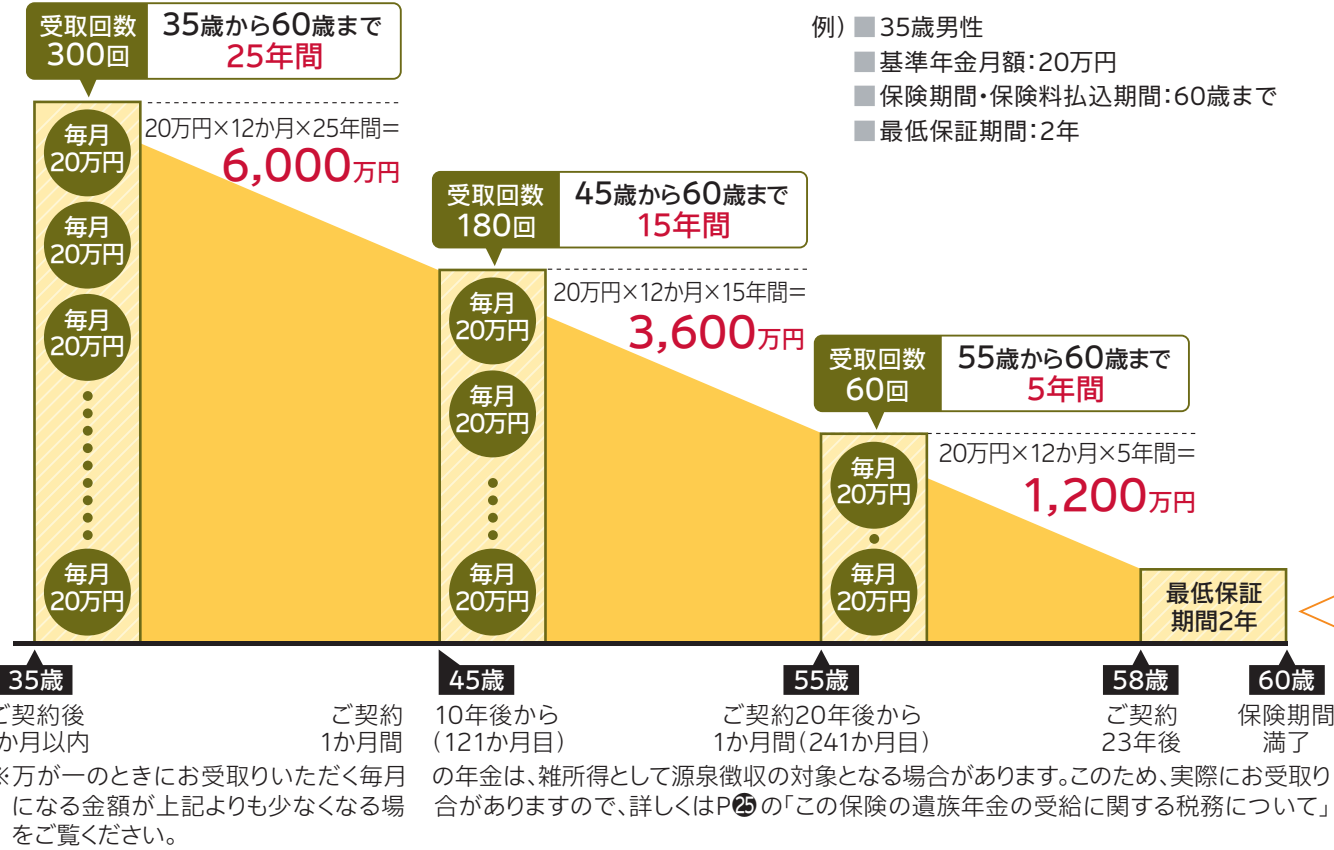
高度障害年金



無配当 無解約返戻金型 収入保障保険

- 万が一死亡された（所定の高度障害状態となった）場合、遺族年金（高度障害年金）を保険期間満了まで毎月受け取れます。
- 年齢の経過とともに減っていく必要保障額に合わせて年金受取総額も減っていくため、合理的に保障を確保できます。
- ライフステージに合わせて保険期間満了年齢を1歳単位で自由に設定できます。

遺族 年金（高度障害年金）受取総額イメージ図



遺族年金（高度障害年金）は保険期間中毎月お支払いします。そのため毎月の年金月額は変わりませんが、亡くなられた月（所定の高度障害状態になった月）によりお受取りいただく期間と遺族年金（高度障害年金）の総額が変わります。したがって保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少していきます。

- 例1 ご契約直後に亡くなられたとき
20万円×300か月＝6,000万円
- 例2 ご契約1か月後に亡くなられたとき
20万円×299か月＝5,980万円

「最低保証期間2年」とは…
保険期間満了まで残り2年を切った時点でもしものことがあった場合でも、毎月20万円を2年間お受取りいただけます。
20万円×12か月×2年間＝480万円
毎月20万円 … 毎月20万円
2年間（24回）

PLUS オプションで安心をプラス

就労不能 就労不能年金



無解約返戻金型 就労不能保障特約

障害等級1級または2級と認定され、障害基礎年金の受給権が生じた場合などに、就労不能年金を受け取れます。詳しくはP5

＜イメージ図＞

例) 就労不能年金月額：20万円
最低保証期間：2年



オプション1はオプション3との同時付加が必要です。

生活サポート 生活サポート年金



無解約返戻金型 メンタル疾患保障付 七大疾病保障特約

メンタル疾患や七大疾病により所定の事由に該当した場合に、生活サポート年金を受け取れます。詳しくはP6

＜イメージ図＞

例) 生活サポート年金月額：20万円



オプション2はオプション3との同時付加が必要です。

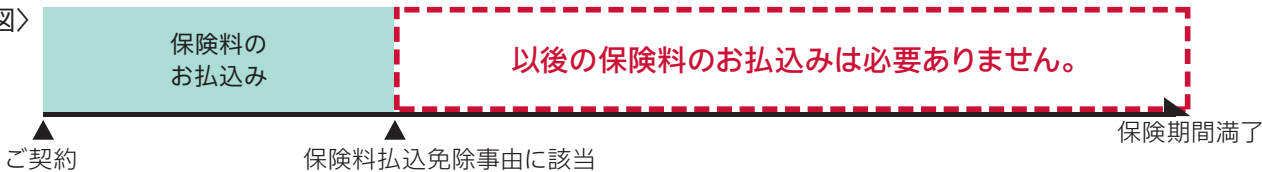
保険料免除



七大疾病・ 就労不能保険料免除特約

七大疾病により所定の事由に該当した場合などに、保険料のお払込みを免除します。詳しくはP7

＜イメージ図＞



保険料が割安 になるチャンス

健康体料率特約

お客さま（被保険者）の喫煙状況や健康状態などが、当社の定める基準に適合する場合に、割安な保険料でお申込みいただけます。詳しくはP14

喫煙者健康体保険料率

非喫煙者標準体保険料率

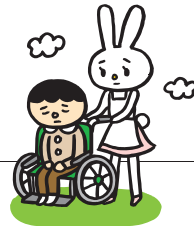
非喫煙者健康体保険料率

オプション①はオプション③との同時付加が必要です。

※オプション③（七大疾病・就労不能保険料免除特約）については、P 7をご覧ください。

障害等級 1 級または 2 級と認定され、障害基礎年金の受給権が生じた場合などに就労不能年金を受け取れます。

【無解約返戻金型就労不能保障特約】



つぎのいずれかに該当した場合、特約の保険期間満了まで毎月、就労不能年金を受け取れます。*1*2

お支払事由

- 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態で該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき*3
- 当社所定の就労不能状態*4に該当したとき

*1 毎月の年金月額が変わりませんが、お支払事由に該当した月により、お受取りいただく期間と年金の総額が変わります。（保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少します。）

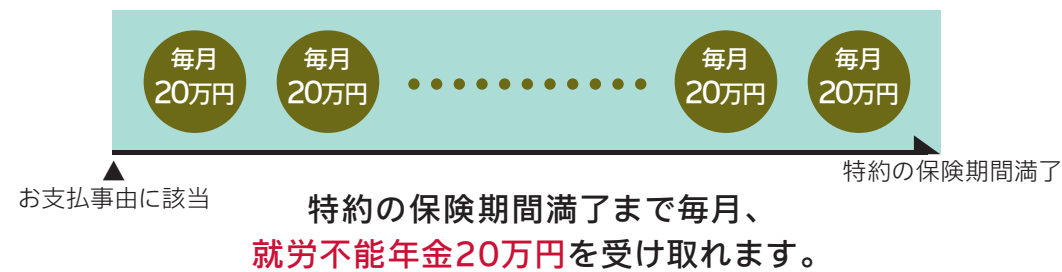
*2 第1回の就労不能年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による就労不能年金はお支払いしません。

*3 精神障害の状態に該当している場合を除きます。精神障害の状態について、詳しくは約款をご覧ください。国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態はP 12をご覧ください。

*4 詳しくはP 8～P 10の「対象となる当社所定の就労不能状態」をご覧ください。

例

- 就労不能年金月額：20万円
- 最低保証期間：2年（主契約と同一）



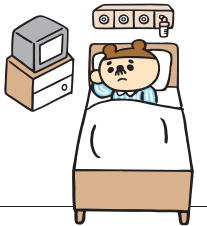
- 責任開始期以後に発病した病気または発生した傷害を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたときお支払いします。
- 就労不能年金のお支払いには保証期間があります。特約の保険期間の満了直前にお支払事由に該当したときでも、保証期間分の年金をお支払いします。保証期間は主契約の最低保証期間と同一です。
- 被保険者が死亡し、または主契約の高度障害年金が支払われる場合、この特約は消滅します。年金支払期間中に、主契約の遺族年金または高度障害年金が支払われる場合には、その後の就労不能年金はお支払いしません。
- この特約の給付にかかわる国民年金法の改正が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。

オプション②はオプション③との同時付加が必要です。

※オプション③（七大疾病・就労不能保険料免除特約）については、P 7をご覧ください。

メンタル疾患や七大疾病により所定の事由に該当した場合に生活サポート年金を受け取れます。

【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】



つぎのいずれかに該当した場合、特約年金支払期間（2年間または5年間）満了まで毎月、生活サポート年金を受け取れます。*1

お支払事由

- 当社所定のメンタル疾患*2により60日以上継続して入院したとき
- 七大疾病により所定の事由*3に該当したとき

*1 毎月年金としてお受取りいただくかわりに年金現価の全部または一部を一括して受け取ることもできます。第1回の生活サポート年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による生活サポート年金はお支払いしません。

*2 対象となる当社所定のメンタル疾患は下記の「対象となる当社所定のメンタル疾患」をご覧ください。

*3 対象となる七大疾病および所定の事由はP 11の「対象となる七大疾病および所定の事由」をご覧ください。

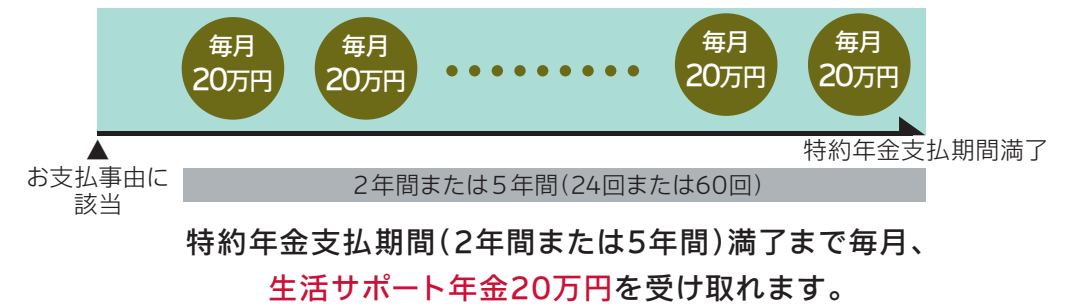
- 責任開始期以後に発病した病気を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたときお支払いします。
- 当社所定のメンタル疾患により入院を開始した場合でも、退院により入院が60日継続していないときは、生活サポート年金はお支払いしません。ただし、退院日の当日または翌日に転入院または再入院した場合で、転入院または再入院を証明する書類があるときは、継続した入院とみなします。
- 被保険者が死亡し、または主契約の高度障害年金が支払われる場合、この特約は消滅します。年金支払期間中に、受取人が死亡または所定の高度障害状態に該当した場合には、未支払分の年金現価を一時にお支払いします。

対象となる当社所定のメンタル疾患

- 統合失調症・統合失調症型障害および妄想性障害
- 気分[感情]障害
- 神経症性障害・ストレス関連障害および身体表現性障害
- 摂食障害
- 非器質性睡眠障害

例

- 生活サポート年金月額：20万円



- 特約年金支払期間満了後、本特約は消滅します。
- 生活サポート年金が支払われる場合には、以後のこの特約の保険料のお払込みは必要ありません。詳しくはP 7「オプション②とオプション③の保険料払込免除について」をご覧ください。
- この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。

七大疾病により所定の事由に該当した場合などに**保険料のお払込みを免除します。**

【七大疾病・就労不能保険料免除特約】



つぎのいずれかに該当した場合、**以後の保険料のお払込みは必要ありません。**

保険料 払込免除 事由	① 七大疾病により所定の事由* ¹ に該当したとき
	② 国民年金法にもとづく 障害等級1級または2級 の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき* ²
	③ 当社所定の 就労不能状態 * ³ に該当したとき

*¹ 対象となる七大疾病および所定の事由はP⑪「対象となる七大疾病および所定の事由」をご覧ください。

*² 精神障害の状態に該当している場合を除きます。精神障害の状態について、詳しくは約款をご覧ください。国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態はP⑫をご覧ください。

*³ 詳しくはP③～P⑩の「対象となる当社所定の就労不能状態」をご覧ください。

●責任開始期以後に発病した病気または発生した傷害を直接の原因として、保険期間中に保険料払込免除事由に該当されたとき保険料のお払込みを免除します。

●この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更または国民年金法の改正が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かって保険料払込免除事由が変更となることがあります。

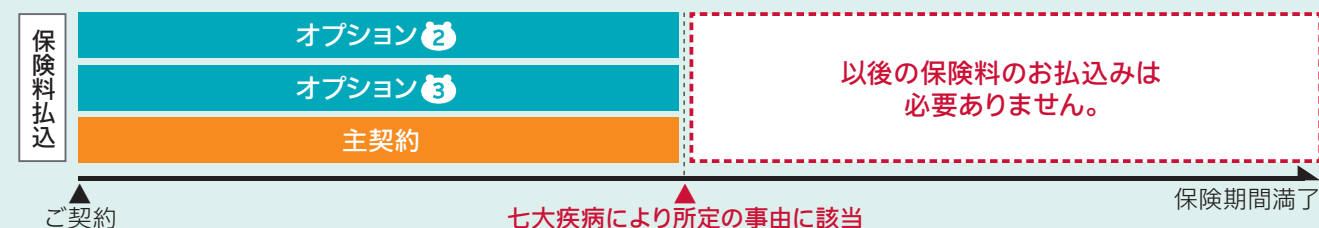
■オプション②とオプション③の保険料払込免除について

⚠ オプション②「無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約」とオプション③「七大疾病・就労不能保険料免除特約」を同時に付加したとき、オプション②のみ保険料のお払込みが不要となる場合があります。

オプション② 無解約返戻金型 メンタル疾患保障付 七大疾病保障特約	と	オプション③ 七大疾病・就労不能 保険料免除特約	を同時に付加した場合
--	---	--------------------------------	------------

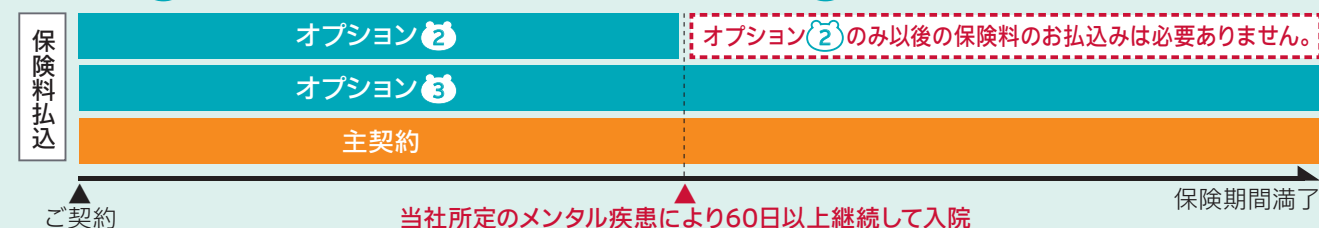
■七大疾病により所定の事由に該当

オプション③の保険料払込免除事由に該当するため、**主契約・オプション②③の保険料のお払込みが免除されます。**



■当社所定のメンタル疾患により60日以上継続して入院

オプション③の保険料払込免除事由に該当しないため、**オプション②のみ次期以降の保険料のお払込みは不要です。**



■対象となる当社所定の就労不能状態*

- オプション①【無解約返戻金型就労不能保障特約】
- オプション③【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

*詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

所定の疾患等による障害 1

心臓の病気

- 心臓移植術を受けた
- 人工心臓を装着した
- CRT (心臓再同期医療機器) またはCRT-D (除細動器機能付き心臓再同期医療機器) を装着した



たとえば…》》》

心筋症により、人工心臓を装着する手術を受けた

腎臓の病気

- 永続的な透析療法を開始した
- 腎臓移植術 (自家移植は除きます) を受けた



たとえば…》》》

IgA腎症により慢性腎不全を発症しており、永続的に週3回程度の血液透析を実施している

人工肛門の造設

〔人工肛門を永久的に造設し、かつ、以下のいずれかにあてはまる〕

- 人工ぼうこうを永久的に造設または尿路変更術を受けた
- 完全排尿障害(カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする)状態にある



たとえば…》》》

大腸がんのぼうこう浸潤により、人工肛門および人工ぼうこうを造設した

所定の疾患等による障害 2 回復の見込みのない状態

呼吸器の病気

常時の酸素療法が必要であり、常時の酸素療法を施行している



たとえば…》》》

肺気腫により慢性呼吸不全となり、常時、酸素療法(カニューレやマスクなどを用いて体内に適量の酸素を投与する治療法)を行っている

心臓の病気

- 心臓に人工弁を置換した*¹
- 恒久的心臓ペースメーカーを装着した*²

*¹ 生体弁の移植を含み、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合は含みません。

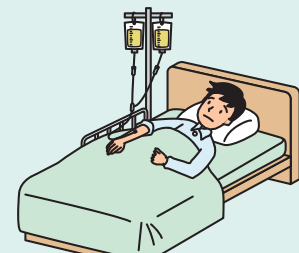
*² 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合およびすでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合は含みません。

たとえば…》》》

大動脈弁狭窄症に対して、人工弁置換術を行ったことにより、軽い家事などの軽労働や事務等の座業ができない

肝臓の病気

肝硬変により、腹水または肝性脳症の臨床所見がある



たとえば…》》》

肝硬変により、腹水貯留の状態と診断された

オプションについて

■対象となる当社所定の就労不能状態*

- オプション①【無解約返戻金型就労不能保障特約】
- オプション③【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

*詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

所定の疾患等による障害 2 回復の見込みのない状態

血液・造血器の病気

【以下の疾患で血液数値が所定の異常値を示している】

- 再生不良性貧血等の難治性貧血群に分類される疾患
- 血友病等の出血傾向群を伴う疾患
- 白血病等の血液のがん(造血器腫瘍群)

たとえば…>>>

骨髄異形成症候群により、ヘモグロビンや血小板数などの所定の血液数値異常を示している

悪性新生物

【悪性新生物で血液数値が下記のすべてに該当する】

- 赤血球数が250(万/mm³)未満のもの
- 色素量が8(g/dl)未満のもの
- ヘマトクリットが20%未満のもの
- 総蛋白が4(g/dl)未満のもの

たとえば…>>>

胃がんによる出血のために貧血状態となり、赤血球数などの所定の血液数値異常を示している

耳の障害 回復の見込みのない状態

【両耳の聴力に著しい障害を残す状態】

- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの



たとえば…>>>

耳硬化症により難聴状態となり、補聴器を着けていても他人の会話が聞き取れない

平衡機能の障害 回復の見込みのない状態

【平衡機能に著しい障害を残す状態】

脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、開眼で起立・立位保持が不能、または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒もしくは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度の状態

たとえば…>>>

メニエール病により、転倒したりよろめいたりせずにまっすぐ10メートル以上歩くことができない

言語機能の障害 回復の見込みのない状態

【言語機能に著しい障害を残す状態】

語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷または発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思疎通が困難な状態



たとえば…>>>

脳内出血により失語症を発症したため、意思疎通の際は身振り、手振りにて補助を必要としている

上・下肢の障害 1

- 両手の第1指(母指)を失い、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)を失ったもの
- 10足指を失ったもの
- 1手の5手指を失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったもの

上・下肢の障害 2 回復の見込みのない状態

- 1上肢の機能に著しい障害を残すもの
- 1手の5手指の機能に著しい障害を残すもの
- 両手の第1指(母指)の機能に著しい障害を残し、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)の機能に著しい障害を残すもの
- 1下肢の機能に著しい障害を残すもの
- 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を残すもの

※著しい障害や、相当程度の障害とは関節の運動範囲の制限や、筋力の低下が所定の状態以下になっている状態などをいいます。

■対象となる当社所定のメンタル疾患の代表的な病名

- オプション②【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】

- 統合失調症
- うつ病
- 双極性感情障害
- パニック障害
- 心身症
- 不安神経症
- 摂食障害



どんな状態?>>> 当社所定のメンタル疾患により60日以上継続して入院したとき

たとえば…>>> 統合失調症により医師の指示を受け、継続して60日間、入院をした

対象となる七大疾病および所定の事由

- オプション②【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】
- オプション③【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

七大疾病	所定の事由
がん(悪性新生物)	被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがん(悪性新生物)と医師により診断確定されたとき (上皮内がん・悪性黒色腫以外の皮膚がん・責任開始日から90日以内に診断確定された乳がんを除く) たとえば…>>> 責任開始期以後に初めて胃がんと診断確定された
急性心筋梗塞 ※虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症などを除く)	被保険者が急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき たとえば…>>> 急性心筋梗塞により、冠動脈ステント留置術を受けた
脳卒中 ※脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞	被保険者が脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき たとえば…>>> 脳梗塞により、病院で診察を受けてから60日を経過した後も手足に麻痺が残存していると、検査により診断された
慢性腎不全	被保険者が慢性腎不全を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①慢性腎不全により永続的な透析療法を開始したとき ②慢性腎不全の治療を直接の目的として腎臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき たとえば…>>> 糖尿病性腎症により慢性腎不全を発症し、腎臓移植術を受けた
肝硬変	被保険者が肝硬変を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤が破裂したと医師により診断されたとき ②肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ③肝硬変の治療を直接の目的として肝臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき たとえば…>>> 肝硬変により食道静脈瘤を発症し、内視鏡的食道静脈瘤結紮術を受けた
糖尿病	被保険者が糖尿病を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①糖尿病により糖尿病性網膜症を発病し、その治療を直接の目的として網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき ②糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として1手の1手指以上または1足の1足指以上についての切断術を受けたとき たとえば…>>> 糖尿病性壊疽の状態となり、足関節以下で四肢切断術を受けた
高血圧性疾患	被保険者が高血圧性疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離が破裂したと医師により診断されたとき ②高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき たとえば…>>> 高血圧により大動脈瘤が破裂したため人工血管置換術を受けた

国民年金法施行令別表

障害の程度	障害の状態
1 級	1 つぎに掲げる視覚障害 ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度または立ちあがることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの*
	11 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1 つぎに掲げる視覚障害 ・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ・一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
	8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9 一上肢のすべての指を欠くもの
	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの*
	17 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

*障害等級1級の第10号および2級の第16号は「精神障害の状態」に該当し、「無解約返戻金型就労不能保障特約」「七大疾病・就労不能保険料免除特約」の保障の対象外となります。

障害の状態 (公財)生命保険文化センター「ねんきんガイド」2023年7月改訂版

障害等級1級	障害等級2級
他人の介助を受けなければほとんど日常生活を送ることができない状態	必ずしも他人の助けが必要ではないが、日常生活が困難で労働することができない状態

(参考) 障害年金を受給するまでの流れ

☑ 障害年金を受給するための要件

障害年金を受給するためには、「①初診日の要件」「②障害認定日における障害状態の要件」「③保険料納付要件」のすべてを満たす必要があります。

障害基礎年金

- ①初診日に国民年金の被保険者であること*
- ②障害認定日に障害等級1級・2級に該当すること
- ③保険料納付要件を満たしていること

障害厚生年金

- ①初診日に厚生年金の被保険者であること
- ②障害認定日に障害等級1級・2級・3級に該当すること
- ③保険料納付要件を満たしていること

● 初診日と障害認定日とは(上記①と②)

初診日とは、障害の原因となった病気やケガをし、かつ、その病気またはケガおよびこれらに起因する病気について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日のことです。また、障害認定日とは原則として初診日から1年6か月後のことをいいます。ただし、手足の切断など、回復の見込みがなくなったと判断された場合、その日が障害認定日となります。
*20歳前や、60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含まれます。

● 保険料納付要件とは(上記③)

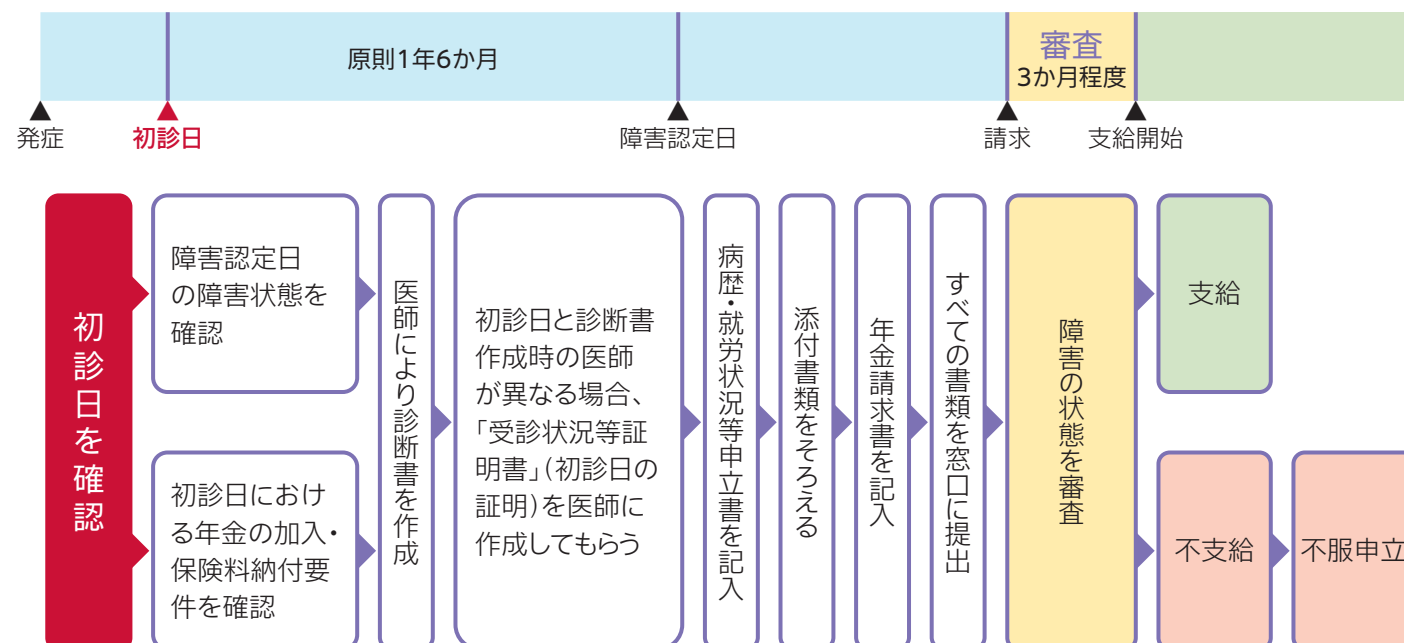
- 初診日がある月の2か月前までに、つぎの2つのいずれかを満たす必要があります。
- ・被保険者期間の2/3以上が保険料納付済期間(免除期間含む)であること
 - ・直前1年間に保険料未納がないこと(初診日に65歳未満・2026年3月までの特例)

CHECK!

障害年金においては初診日は非常に重要です。たとえば、子どもの頃の病気などが原因で障害状態になった場合には、その当時に初めて病院などに行った日が初診日になります。大人になってから病名などを告げられた病院などに初めて行った日が初診日となる訳ではありませんので、注意が必要です。

☑ 障害年金の請求手続きの流れ

例



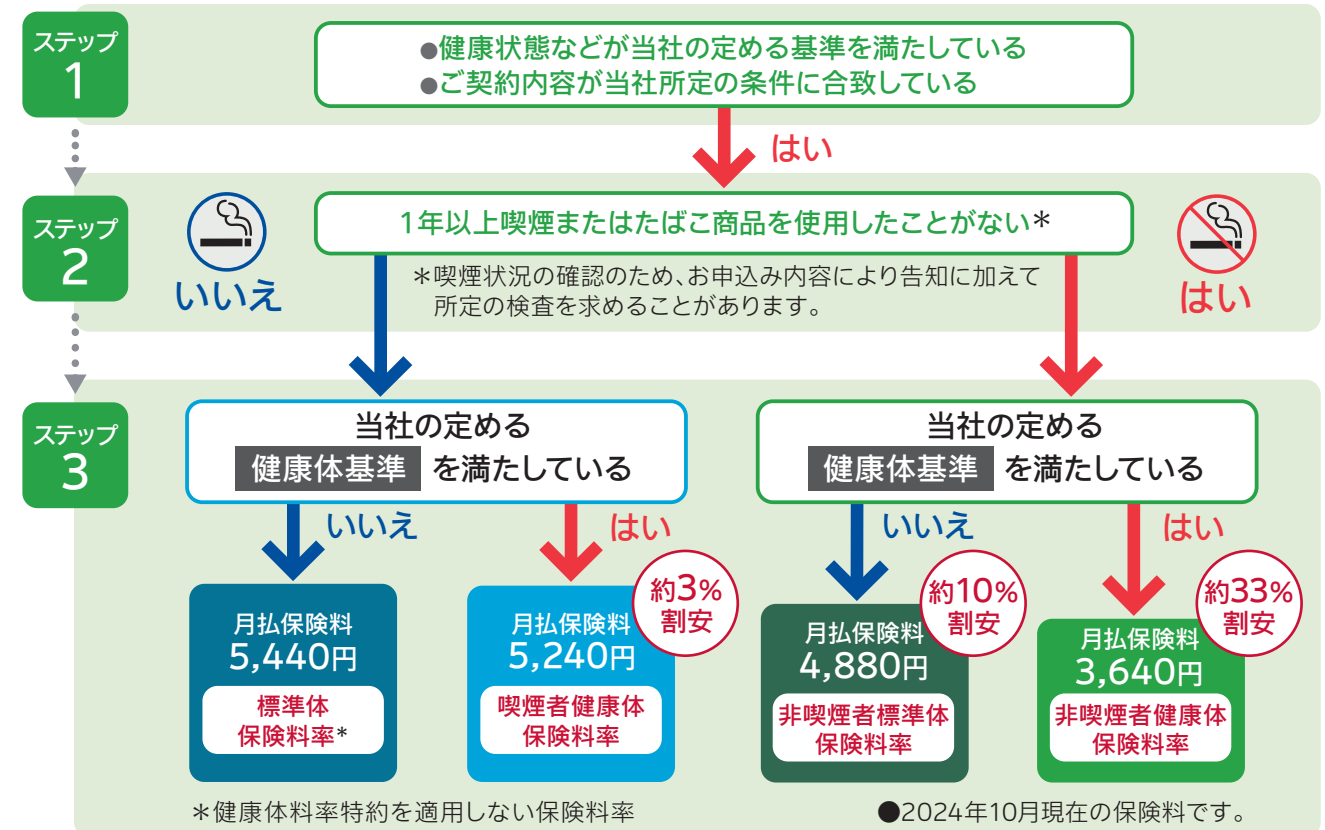
健康体料率特約

お客さま(被保険者)の喫煙状況や健康状態などが、当社の定める基準に適合する場合に、割安な保険料でお申込みいただけます。

●健康状態などが当社の定める基準を満たしていない場合、健康体料率特約は適用できません。その場合、通常の保険料や特別条件付きでのご契約のお引受けとなる場合およびご契約自体をお引受けできない場合もあります。

●告知書様式でのお申込みの場合、健康体料率特約は適用できません。

例) ■35歳男性 ■基準年金月額:20万円 ■保険期間・保険料払込期間:60歳まで ■最低保証期間:2年
■平準払込方式 ■保険料払込方法:口座振替月払



割安になる率はお申込みのご契約内容・ご加入の年齢などによって異なります。

健康体基準

「健康体」は下記項目の両方を満たしているうえで、医師の診査結果などが当社の定める範囲内である必要があります。

☑ CHECK 1 「体 バランス」

BMI値(肥満度)は下記の範囲内ですか?

18.0 < BMI * < 27.0 (男女・年齢問わず)

*BMIとは「ボディ・マス・インデックス」の略称です。BMI = 体重(kg) ÷ {身長(m)}²

■BMI値範囲内の身長・体重の目安

身長(cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重(kg以上)	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
最高体重(kg以下)	56	60	64	69	73	78	82	87	92	97

当社の定める健康体基準に適合しないからといって、その方が健康ではないということではありません。

☑ CHECK 2 「血圧」

血圧値は下記の範囲内ですか?

最高 血圧値

140mmHg未満

最低 血圧値

90mmHg未満

●ご契約時に告知いただいた内容が、事実と異なる場合には、ご契約または特約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引受けをお断りする場合があります。

●なお、いただいた告知に関して、ご契約後に告知内容の確認や追加の検査を求める場合がありますのでご了承ください。

●検査の結果によっては、健康体料率特約が適用できない場合があります。

健康☆チャレンジ! 制度(保険料率変更)

保険料が割安になるとともに 健康チャレンジ祝金をお受取りいただける チャンスがあります!



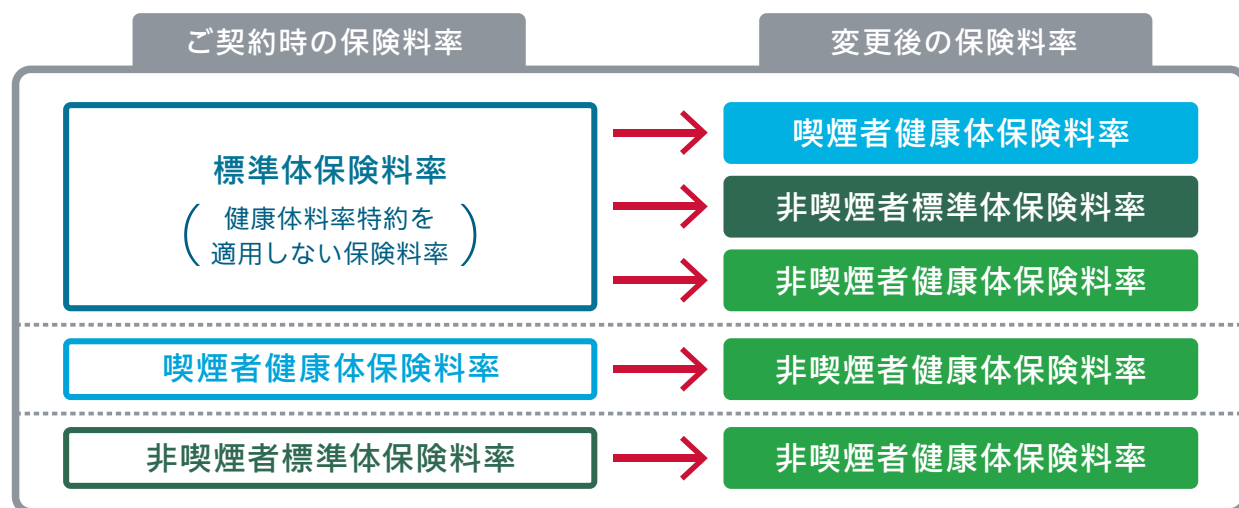
健康チャレンジ祝金とは、保険料率を変更する場合に、健康体料率特約(主契約用)にもとづき保険料差額相当額を精算するものです。



保険料が割安になるチャンス!

ご契約後の所定の期間内に喫煙状況または健康状態などが改善され、当社の定める基準*に適合した場合、下記のお取扱いができます。

*当社の定める基準については、P14をご覧ください。



さらに、健康チャレンジ祝金をお受取りいただけるチャンス!

契約日にさかのぼって計算した保険料差額相当額を健康チャレンジ祝金としてお受取りいただくことができます。

お手続きにあたっては、請求書、告知書(健康状態の告知)および所定の健康診断結果通知書等しなどをご提出いただきます。なお、告知時点で14か月以内に健康診断または人間ドックを受診されていない場合は、受診後にお手続きをお願いします。



健康☆チャレンジ! 制度の取扱いにあたって、つぎの点についてご注意ください。

- ・保険料率変更の告知日が、契約日からその日を含めて2年以上かつ5年以内にある場合にお取扱いが可能です。
- ・保険料率変更の告知日が、前回の保険料率変更のお申出時の告知日から1年以内にある場合、お取扱いできません。
- ・ご契約時に標準体のお引受けとなった場合、その告知内容などにより、お取扱いができない場合があります。
- ・保険料率変更のお申出の際に、喫煙状況・血圧・BMIが改善されていても、健康状態などが当社の定める基準を満たさない場合には、お取扱いできません。
- ・保険料率変更の告知日に、特別条件付保険特約が適用されている場合、お取扱いできません。
- ・当社の定める基準は、将来にわたって変更となる可能性があります。
- ・健康☆チャレンジ! 制度の内容は保険種類によって異なります。

上記取扱いは2024年10月現在の内容にもとづいています。
詳細については、最寄りのSOMPOひまわり生命の支社もしくは本社までご照会ください。

たとえば…

- 35歳(ご契約時) 男性
- 基準年金月額: 20万円
- 最低保証期間: 2年 平準払込方式
- 保険期間・保険料払込期間: 60歳まで
- 保険料払込方法: 口座振替月払

[標準体保険料率から非喫煙者健康体保険料率にチャレンジ成功した場合]

◆ご契約後37か月目の保険料から保険料率の変更が適用された場合

ご契約時の保険料率	ご契約時の保険料	変更後の保険料率	変更後の保険料
標準体保険料率	5,440円	非喫煙者健康体保険料率	3,640円

◆健康チャレンジ祝金の金額

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{ご契約時の} \\ \text{保険料} \\ \hline 5,440\text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{変更後の} \\ \text{保険料} \\ \hline 3,640\text{円} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{お払込み} \\ \text{いただいた月数} \\ \hline 36\text{か月} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{健康チャレンジ祝金} \\ \text{の金額} \\ \hline 64,800\text{円} \\ \hline \end{array}$$

2024年10月現在の保険料です。

●健康チャレンジ祝金の金額(保険料差額相当額)は、契約日における年齢、保険料率変更時の保険金額および保険料払込方法(回数・経路)をもとに計算します。

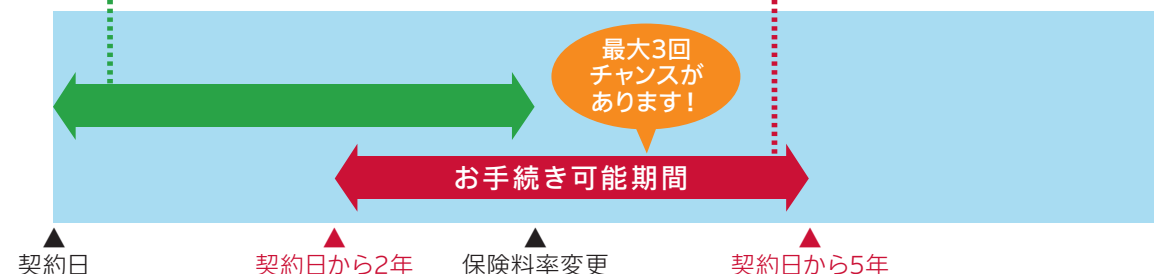


なるほど〜

健康☆チャレンジ! 制度のイメージ

契約日にさかのぼって計算した保険料差額相当額を健康チャレンジ祝金としてご契約者さまにお支払いし、将来の保険料を改めます。そのため、保険料の変更月により健康チャレンジ祝金の金額(保険料差額相当額)が変わります。

保険料率変更の告知日が、契約日からその日を含めて2年以上かつ5年以内にある場合にお取扱いが可能です。



お手続き可能期間となりました、
保険料率変更請求書類をご契約者さまへお送りします。

じぶんと家族のお守りにご加入のご契約者さま(被保険者さま)のための健康への取組をサポートするサービスをご用意しています。詳細はP27、P28をご覧ください。

お客さまのニーズに合わせて保険料の払込方式を「平準払込方式」と「逓減払込方式」から選択できます。

平準払込方式

保険料が保険料払込期間を通じて変わらない払込方式です。

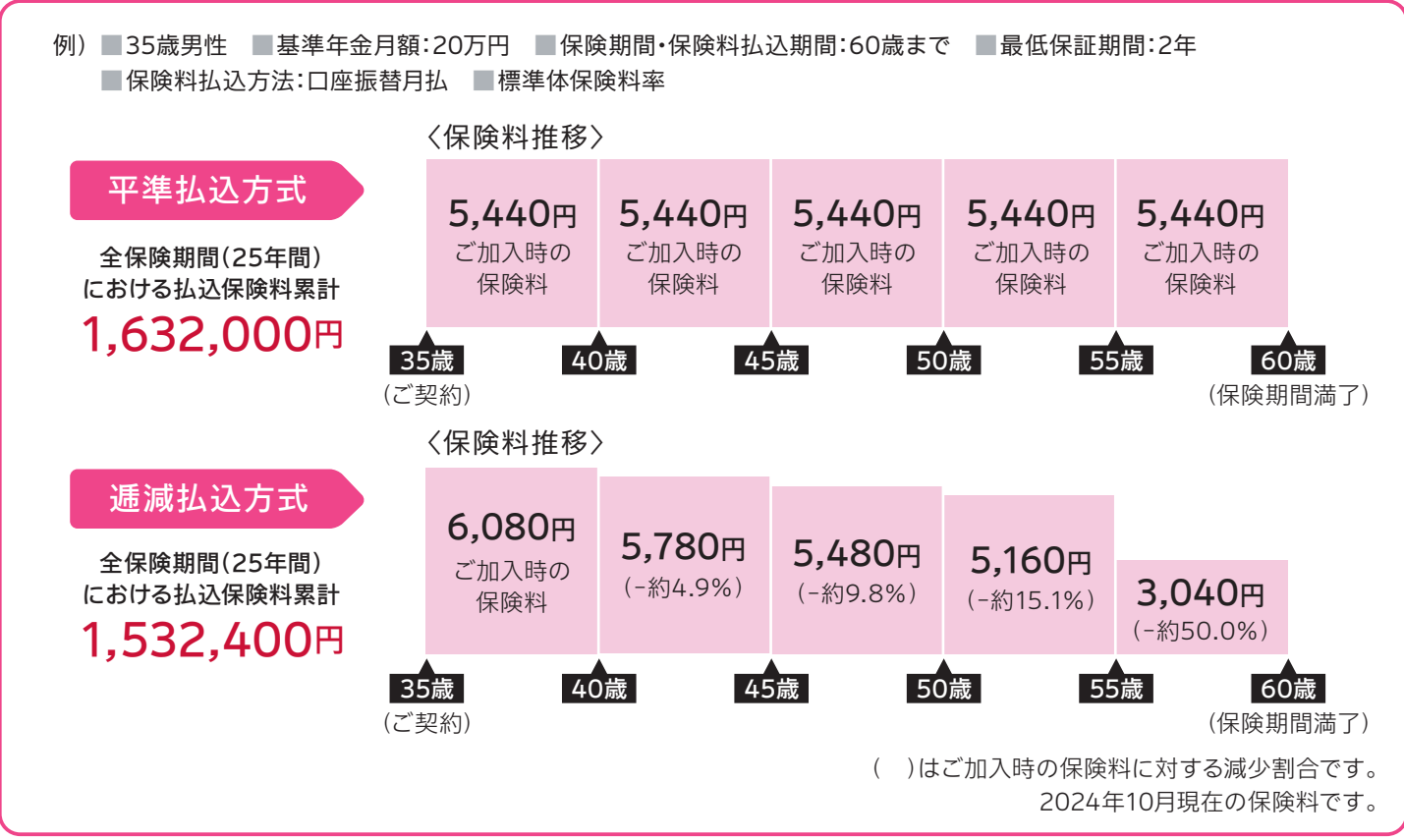
逓減払込方式

5年ごとにご加入時の保険料の5%相当額ずつ減少する払込方式です。(50%相当額限度)

ひまわりの
ごだわり
だん
減
べり

● 保険期間にかかわらず、最後の5年間は50%相当額となります。

● 5%相当額および50%相当額は基準年金月額・経過年数などにより、それぞれ5%および50%より少なくなるまたは多くなる場合があります。詳しくは設計書などでご確認ください。



年金のお支払いには「最低保証期間」があります。

最低保証期間とは、保険期間の満了直前に死亡・所定の高度障害状態となった場合でも、年金の支払いを保証する期間のことです。

最低保証期間は2年(24回分)または5年(60回分)があり、「平準払込方式」は2年または5年、「逓減払込方式」は2年のみとなります。

保険料の払込方式	最低保証期間
平準払込方式	2年または5年
逓減払込方式	2年

年金の受取り方はさまざまな状況に応じて選べます。



例: 35歳の時(ご契約後1か月以内)に亡くなられた場合

例) ■ 35歳男性 ■ 基準年金月額:20万円 ■ 保険期間:60歳まで

1

毎月受け取る場合

受取総額
6,000万円

毎月20万円 × 12か月 × 25年間

毎月20万円 毎月20万円 ... 毎月20万円 毎月20万円

35歳 60歳まで

2

まとめて受け取る場合

一括受取額
約**5,531万円**

一括受取額
約**5,531万円**

毎月お受取りいただくかわりに年金現価を一時金としてお受取りいただけます。



1と2の組み合わせも可能! ただし、一部一括受取は保険期間中に1回が限度となります。

葬儀費用や進学資金などで最初にまとまった金額が必要な場合に
年金の一部を一括で受け取れます。

一部一括受取額
1,200万円

毎月約15万円 ... 毎月約15万円 毎月約15万円

35歳 60歳まで

生活費の心配がなくなり、リフォームなどまとまった金額が必要な場合に
残りの年金を一括で受け取れます。

毎月20万円 毎月20万円 ... 一括受取額
約**1,184万円**

35歳 55歳

● 年金は保険期間中毎月お支払いします。そのため毎月の年金月額は変わりませんが、亡くなられた月(所定の高度障害状態になった月)によりお受取りいただく期間と年金の総額が変わります。したがって保険期間の経過により、年金受取総額・一括受取額は毎月減少していきます。

● 万が一のときにお受取りいただく毎月の年金は、雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。このため、実際にお受取りになる金額が上記よりも少なくなる場合があります。詳しくはP25の「この保険の遺族年金の受給に関する税務について」をご覧ください。

● 年金現価とは、将来に発生する利息を差し引いて算出した現在の保険契約の価値をいいます。

17

18

🌸 平準払込方式（最低保証期間：2年）

契約年齢 (歳)	七大疾病・就労不能保険料免除特約なし			
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
25	5,100	4,940	4,580	3,580
26	5,080	4,900	4,560	3,520
27	5,080	4,900	4,560	3,480
28	5,100	4,920	4,580	3,480
29	5,120	4,940	4,600	3,460
30	5,140	4,940	4,620	3,460
31	5,180	4,980	4,640	3,460
32	5,260	5,040	4,700	3,500
33	5,300	5,100	4,760	3,540
34	5,380	5,160	4,820	3,580
35	5,440	5,240	4,880	3,640
36	5,540	5,340	4,980	3,720
37	5,600	5,400	5,060	3,760
38	5,660	5,460	5,120	3,820
39	5,700	5,500	5,160	3,860
40	5,740	5,560	5,240	3,900
41	5,760	5,600	5,260	3,940
42	5,780	5,620	5,280	3,960
43	5,740	5,600	5,260	3,980
44	5,740	5,580	5,260	4,000
45	5,700	5,540	5,220	3,980

単位：円

🌸 平準払込方式（最低保証期間：5年）

契約年齢 (歳)	七大疾病・就労不能保険料免除特約なし			
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
25	5,300	5,120	4,780	3,740
26	5,280	5,100	4,760	3,680
27	5,300	5,120	4,760	3,660
28	5,320	5,120	4,780	3,640
29	5,360	5,160	4,820	3,660
30	5,380	5,200	4,840	3,660
31	5,440	5,240	4,900	3,680
32	5,500	5,300	4,940	3,700
33	5,600	5,400	5,040	3,780
34	5,680	5,460	5,100	3,840
35	5,760	5,560	5,200	3,900
36	5,840	5,660	5,280	3,960
37	5,940	5,740	5,400	4,040
38	6,040	5,820	5,480	4,120
39	6,100	5,900	5,560	4,180
40	6,160	5,960	5,620	4,240
41	6,240	6,040	5,700	4,320
42	6,280	6,100	5,740	4,360
43	6,300	6,120	5,760	4,400
44	6,320	6,140	5,780	4,420
45	6,340	6,180	5,820	4,480

単位：円

🌸 逓減払込方式（最低保証期間：2年）

契約年齢 (歳)	七大疾病・就労不能保険料免除特約なし			
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
25	5,740	5,580	5,180	4,040
26	5,720	5,540	5,160	3,960
27	5,700	5,520	5,140	3,920
28	5,740	5,540	5,160	3,920
29	5,740	5,540	5,160	3,900
30	5,740	5,560	5,180	3,880
31	5,800	5,600	5,220	3,880
32	5,880	5,660	5,280	3,940
33	5,940	5,700	5,340	3,980
34	6,000	5,760	5,400	4,020
35	6,080	5,840	5,480	4,080
36	6,200	5,960	5,600	4,160
37	6,280	6,060	5,680	4,220
38	6,360	6,120	5,740	4,300
39	6,420	6,180	5,800	4,340
40	6,480	6,260	5,880	4,400
41	6,540	6,320	5,940	4,440
42	6,580	6,380	6,000	4,500
43	6,600	6,400	6,000	4,540
44	6,620	6,440	6,060	4,580
45	6,600	6,440	6,060	4,620

単位：円

🌸 平準払込方式（最低保証期間：2年）

契約年齢 (歳)	七大疾病・就労不能保険料免除特約あり				オプション① 就労不能年金 月額20万円	オプション② 生活サポート年金 月額20万円
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体		
25	5,300	5,120	4,760	3,720	2,060	4,460
26	5,280	5,100	4,740	3,660	2,120	4,620
27	5,280	5,100	4,740	3,620	2,180	4,800
28	5,320	5,140	4,780	3,620	2,260	5,020
29	5,340	5,140	4,800	3,600	2,320	5,220
30	5,360	5,160	4,800	3,600	2,380	5,460
31	5,420	5,220	4,860	3,620	2,420	5,700
32	5,480	5,280	4,920	3,680	2,440	5,940
33	5,560	5,340	5,000	3,720	2,460	6,200
34	5,620	5,400	5,060	3,760	2,520	6,480
35	5,700	5,480	5,120	3,820	2,540	6,780
36	5,780	5,580	5,220	3,900	2,580	7,100
37	5,860	5,680	5,300	3,960	2,600	7,420
38	5,920	5,720	5,380	4,000	2,620	7,780
39	5,980	5,760	5,440	4,060	2,640	8,160
40	6,040	5,820	5,500	4,100	2,640	8,540
41	6,060	5,860	5,520	4,140	2,660	8,980
42	6,060	5,880	5,540	4,160	2,680	9,420
43	6,040	5,860	5,520	4,180	2,680	9,880
44	6,020	5,860	5,520	4,200	2,700	10,380
45	5,960	5,820	5,480	4,180	2,720	10,880

単位：円

🌸 平準払込方式（最低保証期間：5年）

契約年齢 (歳)	七大疾病・就労不能保険料免除特約あり				オプション① 就労不能年金 月額20万円	オプション② 生活サポート年金 月額20万円
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体		
25	5,520	5,320	4,960	3,880	2,100	4,460
26	5,500	5,320	4,960	3,840	2,160	4,620
27	5,520	5,340	4,960	3,800	2,220	4,800
28	5,540	5,360	4,980	3,800	2,300	5,020
29	5,580	5,400	5,020	3,820	2,360	5,220
30	5,620	5,420	5,060	3,820	2,420	5,460
31	5,700	5,480	5,120	3,840	2,460	5,700
32	5,740	5,540	5,180	3,880	2,500	5,940
33	5,840	5,640	5,280	3,960	2,520	6,200
34	5,940	5,720	5,360	4,020	2,580	6,480
35	6,040	5,800	5,460	4,080	2,620	6,780
36	6,140	5,900	5,540	4,180	2,660	7,100
37	6,260	6,040	5,660	4,260	2,680	7,420
38	6,340	6,120	5,740	4,340	2,700	7,780
39	6,420	6,200	5,820	4,400	2,720	8,160
40	6,500	6,280	5,900	4,440	2,740	8,540
41	6,580	6,360	5,980	4,520	2,780	8,980
42	6,620	6,420	6,040	4,580	2,800	9,420
43	6,640	6,460	6,060	4,620	2,820	9,880
44	6,660	6,480	6,080	4,660	2,840	10,380
45	6,660	6,500	6,120	4,700	2,880	10,880

単位：円

🌸 逓減払込方式（最低保証期間：2年）

契約年齢 (歳)	七大疾病・就労不能保険料免除特約あり				オプション① 就労不能年金 月額20万円	オプション② 生活サポート年金 月額20万円
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体		
25	5,940	5,740	5,360	4,180	2,320	5,000
26	5,920	5,700	5,340	4,100	2,380	5,200
27	5,920	5,720	5,320	4,060	2,460	5,400
28	5,940	5,740	5,340	4,060	2,540	5,620
29	5,940	5,740	5,360	4,040	2,600	5,860
30	5,980	5,760	5,380	4,040	2,660	6,080
31	6,020	5,800	5,420	4,060	2,700	6,360
32	6,100	5,880	5,500	4,100	2,740	6,640
33	6,180	5,940	5,580	4,140	2,760	6,940
34	6,260	6,020	5,640	4,200	2,800	7,240
35	6,340	6,100	5,700	4,260	2,840	7,560
36	6,460	6,220	5,820	4,360	2,880	7,920
37	6,560	6,320	5,900	4,400	2,920	8,320
38	6,640	6,400	6,000	4,460	2,940	8,700
39	6,700	6,460	6,060	4,520	2,960	9,140
40	6,780	6,540	6,160	4,600	2,980	9,600
41	6,840	6,620	6,220	4,640	3,000	10,100
42	6,880	6,660	6,260	4,700	3,040	10,660
43	6,880	6,680	6,280	4,740	3,060	11,260
44	6,920	6,720	6,320	4,800	3,100	11,880
45	6,900	6,720	6,320	4,820	3,140	12,540

単位：円

月払保険料表
（口座振替扱）

－ 男性 －



基準年金 月額	20万円
保険期間・ 保険料払込期間	60歳 まで

- オプション①は無解約返戻金型就労不能保障特約です。
- オプション②は無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約（特約年金支払期間5年）です。
- オプション①・オプション②は七大疾病・就労不能保険料免除特約との同時付加が必要です。
- パンフレットに記載のない保険料については設計書などにてご確認ください。

（2024年10月現在の保険料です。）

月払保険料表
(口座振替扱)



基準年金
月額 20万円

保険期間・
保険料払込期間 60歳
まで

- オプション①は無解約返戻金型
就労不能保障特約です。
- オプション②は無解約返戻金型
メンタル疾患保障付七大疾病
保障特約(特約年金支払期間
5年)です。
- オプション①・オプション②は
七大疾病・就労不能保険料免除
特約との同時付加が必要です。
- パンフレットに記載のない保険料
については設計書などにてご確
認ください。

(2024年10月現在の保険料です。)

平準払込方式(最低保証期間:2年)

契約年齢 (歳)	七大疾病・就労不能保険料免除特約なし			
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
25	3,540	3,300	3,440	2,900
26	3,580	3,340	3,480	2,920
27	3,620	3,400	3,520	2,940
28	3,700	3,460	3,580	2,980
29	3,740	3,520	3,620	3,020
30	3,800	3,580	3,680	3,040
31	3,860	3,640	3,740	3,080
32	3,940	3,720	3,800	3,120
33	3,980	3,780	3,860	3,160
34	4,020	3,840	3,900	3,200
35	4,060	3,860	3,940	3,220
36	4,120	3,920	3,980	3,260
37	4,140	3,940	4,000	3,280
38	4,140	3,960	4,020	3,280
39	4,140	3,960	4,020	3,280
40	4,160	4,000	4,040	3,300
41	4,160	4,000	4,020	3,300
42	4,140	3,980	4,020	3,300
43	4,100	3,960	4,000	3,280
44	4,100	3,960	3,980	3,280
45	4,060	3,920	3,940	3,240

単位: 円

平準払込方式(最低保証期間:5年)

契約年齢 (歳)	七大疾病・就労不能保険料免除特約なし			
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
25	3,680	3,440	3,580	3,020
26	3,720	3,480	3,620	3,040
27	3,760	3,540	3,660	3,060
28	3,820	3,600	3,720	3,080
29	3,900	3,680	3,780	3,140
30	3,960	3,740	3,840	3,180
31	4,020	3,820	3,900	3,220
32	4,100	3,880	3,960	3,260
33	4,180	3,960	4,040	3,320
34	4,220	4,040	4,100	3,380
35	4,280	4,080	4,140	3,420
36	4,320	4,120	4,180	3,440
37	4,380	4,180	4,220	3,480
38	4,400	4,220	4,260	3,500
39	4,400	4,220	4,280	3,520
40	4,400	4,260	4,300	3,540
41	4,440	4,280	4,320	3,560
42	4,440	4,300	4,340	3,580
43	4,440	4,300	4,340	3,580
44	4,440	4,300	4,340	3,580
45	4,440	4,300	4,340	3,600

単位: 円

逓減払込方式(最低保証期間:2年)

契約年齢 (歳)	七大疾病・就労不能保険料免除特約なし			
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
25	4,000	3,720	3,900	3,240
26	4,040	3,780	3,940	3,260
27	4,080	3,820	3,980	3,280
28	4,160	3,900	4,040	3,340
29	4,200	3,960	4,080	3,380
30	4,260	4,020	4,140	3,400
31	4,320	4,080	4,200	3,440
32	4,400	4,180	4,280	3,500
33	4,440	4,240	4,320	3,540
34	4,500	4,300	4,360	3,580
35	4,540	4,340	4,400	3,620
36	4,600	4,380	4,440	3,660
37	4,620	4,420	4,460	3,680
38	4,640	4,440	4,500	3,700
39	4,660	4,460	4,500	3,700
40	4,680	4,500	4,540	3,740
41	4,700	4,500	4,560	3,740
42	4,700	4,540	4,560	3,760
43	4,700	4,520	4,560	3,760
44	4,720	4,560	4,580	3,780
45	4,700	4,540	4,560	3,780

単位: 円

平準払込方式(最低保証期間:2年)

契約年齢 (歳)	七大疾病・就労不能保険料免除特約あり				オプション① 就労不能年金 月額20万円	オプション② 生活サポート年金 月額20万円
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体		
25	3,720	3,460	3,620	3,060	1,960	4,720
26	3,760	3,520	3,660	3,080	2,000	4,900
27	3,820	3,560	3,720	3,080	2,060	5,100
28	3,900	3,660	3,780	3,120	2,120	5,300
29	3,960	3,720	3,840	3,160	2,180	5,500
30	4,020	3,780	3,900	3,200	2,220	5,720
31	4,080	3,860	3,960	3,260	2,240	5,940
32	4,160	3,960	4,040	3,320	2,240	6,180
33	4,240	4,000	4,100	3,360	2,220	6,420
34	4,280	4,060	4,140	3,400	2,240	6,680
35	4,320	4,120	4,180	3,420	2,240	6,940
36	4,360	4,180	4,240	3,480	2,260	7,220
37	4,380	4,200	4,260	3,480	2,280	7,460
38	4,400	4,220	4,260	3,500	2,320	7,740
39	4,400	4,220	4,260	3,500	2,340	8,020
40	4,400	4,240	4,280	3,520	2,360	8,300
41	4,400	4,240	4,280	3,500	2,380	8,560
42	4,400	4,240	4,260	3,500	2,380	8,840
43	4,360	4,200	4,240	3,480	2,380	9,120
44	4,340	4,180	4,220	3,480	2,380	9,380
45	4,300	4,140	4,180	3,440	2,380	9,640

単位: 円

平準払込方式(最低保証期間:5年)

契約年齢 (歳)	七大疾病・就労不能保険料免除特約あり				オプション① 就労不能年金 月額20万円	オプション② 生活サポート年金 月額20万円
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体		
25	3,860	3,620	3,760	3,160	1,980	4,720
26	3,920	3,680	3,820	3,180	2,020	4,900
27	3,980	3,720	3,880	3,220	2,080	5,100
28	4,040	3,800	3,940	3,260	2,140	5,300
29	4,140	3,900	4,000	3,320	2,200	5,500
30	4,200	3,960	4,080	3,360	2,240	5,720
31	4,280	4,040	4,160	3,420	2,260	5,940
32	4,340	4,120	4,220	3,460	2,260	6,180
33	4,420	4,220	4,300	3,540	2,260	6,420
34	4,480	4,280	4,360	3,580	2,260	6,680
35	4,540	4,340	4,400	3,620	2,280	6,940
36	4,560	4,400	4,440	3,680	2,300	7,220
37	4,620	4,420	4,480	3,720	2,340	7,460
38	4,660	4,460	4,500	3,740	2,360	7,740
39	4,680	4,480	4,540	3,760	2,400	8,020
40	4,700	4,500	4,560	3,760	2,420	8,300
41	4,720	4,540	4,580	3,800	2,440	8,560
42	4,720	4,560	4,600	3,800	2,440	8,840
43	4,720	4,560	4,600	3,800	2,460	9,120
44	4,720	4,540	4,580	3,800	2,460	9,380
45	4,720	4,540	4,580	3,820	2,480	9,640

単位: 円

逓減払込方式(最低保証期間:2年)

契約年齢 (歳)	七大疾病・就労不能保険料免除特約あり				オプション① 就労不能年金 月額20万円	オプション② 生活サポート年金 月額20万円
	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体		
25	4,180	3,900	4,060	3,400	2,180	5,320
26	4,240	3,960	4,120	3,420	2,240	5,520
27	4,280	4,000	4,160	3,440	2,320	5,720
28	4,360	4,100	4,240	3,500	2,380	5,920
29	4,400	4,160	4,300	3,540	2,440	6,160
30	4,460	4,220	4,340	3,580	2,480	6,400
31	4,540	4,300	4,400	3,620	2,500	6,640
32	4,640	4,380	4,480	3,700	2,500	6,920
33	4,700	4,460	4,540	3,740	2,480	7,200
34	4,760	4,520	4,580	3,780	2,500	7,460
35	4,800	4,560	4,640	3,820	2,520	7,740
36	4,860	4,640	4,700	3,880	2,540	8,040
37	4,880	4,660	4,740	3,900	2,560	8,360
38	4,900	4,700	4,740	3,900	2,600	8,660
39	4,920	4,720	4,760	3,920	2,640	8,980
40	4,960	4,740	4,800	3,960	2,660	9,320
41	4,960	4,780	4,820	3,960	2,680	9,680
42	4,960	4,780	4,820	3,960	2,700	10,020
43	4,960	4,780	4,820	3,960	2,720	10,400
44	4,960	4,780	4,820	4,000	2,740	10,780
45	4,940	4,780	4,800	3,980	2,760	11,140

単位: 円

もしものとき

もしものことがあったとき、のこされたご家族に「遺族年金」が支払われることがあります。

●会社員・公務員等のイメージ

●自営業者等のイメージ

遺族基礎年金について

自営業者

会社員・公務員等

遺族基礎年金とは、自営業者・会社員・公務員等の方が亡くなった場合、のこされたご家族が「子のある配偶者」または「子」である場合に支給される遺族年金です。
なお、「子」とは、18歳到達年度の末日(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満)までの子を指します。

遺族厚生年金について

会社員・公務員等

遺族厚生年金とは、会社員・公務員等の方が亡くなった場合、のこされた配偶者や子等に「遺族基礎年金」にプラスして支給される遺族年金です。

※詳しい受給資格要件等については、日本年金機構のホームページをご確認ください。

働けない状態になったとき

働けない状態になったとき、「傷病手当金」や「障害年金」が支払われることがあります。

●会社員・公務員等のイメージ

●自営業者等のイメージ

傷病手当金について

●健康保険等にご加入の方が、業務外の病気やケガで4日以上連続して仕事を休み、給与の支払いがない場合に、4日目から通算で1年6か月間にわたって、給与の約3分の2が支給される制度です。
●一般的に、国民健康保険の加入者(自営業者等)には傷病手当金はありません。
●加入している健康保険組合等によっては、付加給付により上乗せ給付がある場合があります。
●公務員等の場合、計算基準が異なる場合があります。

障害年金について

●国民年金や厚生年金にご加入の方が、障害認定日(原則として初診日から1年6か月後)に法令で定める障害状態に該当していると認定された場合に支給される年金です。
●障害年金には障害基礎年金、障害厚生年金の2種類がありますが、どの障害年金を受け取るかは、初診日にどの年金制度に加入しているかによって異なります。
●障害の程度によって障害等級が異なり(障害等級1級・2級・3級(厚生年金のみ))、障害年金の額は障害等級や職業、家族構成等によって異なります。

※詳しい受給資格要件等については、日本年金機構および全国健康保険協会等のホームページをご確認ください。

参考

遺族年金支給額(概算額)早見表

単位:万円(千円未満は切捨てで表示しています)

自営業者等	月収にかかわらず一律		遺族基礎年金(a)					
			妻のみ		妻と子1人		妻と子2人	
			年額	月額	年額	月額	年額	月額
			0	0	100.1	8.3	122.5	10.2

会社員・公務員等

平均標準報酬月額

遺族厚生年金(b)

遺族基礎年金(a) + 遺族厚生年金(b)

妻のみ

妻と子1人

妻と子2人

平均標準報酬月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
20万円	32.0	2.6	90.4	7.5	132.2	11.0	154.6	12.8
30万円	48.0	4.0	106.4	8.8	148.2	12.3	170.6	14.2
40万円	64.1	5.3	122.4	10.2	164.2	13.6	186.6	15.5
50万円	80.1	6.6	138.4	11.5	180.3	15.0	202.6	16.8

(2022年8月時点)

●平均標準報酬月額とは、厚生年金加入期間の標準報酬月額の平均額(現在の価値に換算するため再評価率で修正)のことで、年金額の計算の基礎となるものです。
●2003年4月から総報酬制が導入されていますが、賞与が一定割合(年間3.6か月分)支給される前提においては「平均標準報酬月額」で近似値が求められるため、簡易的に「平均標準報酬月額」のみで年金額を算出しています。
●現役会社員・公務員等の死亡時の遺族厚生年金については、加入期間300月が最低保障されるため、本資料についても300月加入の前提で年金額を算出しています。また、各年金の年額・月額は、計算上の値のそれぞれ千円未満を切捨てで記載している参考値のため、月額を12倍しても年額と合致しないこともあります。
●本資料中の子とは、18歳到達年度の末日(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満)までの子を意味します。また、妻のみの遺族厚生年金には中高齢寡婦加算*(年額約58.3万円)を含めています。
*中高齢寡婦加算とは、子のない40歳以上65歳未満の妻や、子が18歳到達年度の末日(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳)を過ぎるなどによって遺族基礎年金を受けられなくなった時点で40歳以上65歳未満の妻に加算されるものです。

参考

障害年金支給額(概算額)早見表

単位:万円(千円未満は切捨てで表示しています)

自営業者等	障害基礎年金(a)					
	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額
障害等級1級	97.2	8.1	119.6	9.9	141.9	11.8
障害等級2級	77.7	6.4	100.1	8.3	122.5	10.2

会社員・公務員等

平均標準報酬月額

障害厚生年金(b)

障害基礎年金(a) + 障害厚生年金(b)

妻のみ

妻と子1人

妻と子2人

平均標準報酬月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額	年額	月額
障害等級1級	20万円	75.8	6.3	173.0	14.4	195.4	16.2	217.8
	30万円	102.5	8.5	199.7	16.6	222.1	18.5	244.5
	40万円	129.2	10.7	226.4	18.8	248.8	20.7	271.2
	50万円	155.9	12.9	253.1	21.0	275.5	22.9	297.9
障害等級2級	20万円	65.1	5.4	142.9	11.9	165.2	13.7	187.6
	30万円	86.5	7.2	164.2	13.6	186.6	15.5	209.0
	40万円	107.8	8.9	185.6	15.4	208.0	17.3	230.4
	50万円	129.2	10.7	207.0	17.2	229.4	19.1	251.7

(2022年8月時点)

●障害厚生年金の計算においては、厚生年金の加入期間が最低300月分保障されるため、本資料の障害厚生年金についても加入期間を300月として計算しています。また、左記の「遺族年金支給額(概算額)早見表」と同様に、賞与が一定割合(年間3.6か月分)支給される前提で、平均標準報酬月額のみを使用して簡易的に年金額を算出しています。
●本資料の障害厚生年金の年金額には、一定の要件を満たす配偶者がいる場合の加給年金額(年額約22.3万円)を含んでいます。
●子についての定義や端数処理等は左記の「遺族年金支給額(概算額)早見表」と同様です。

制作・監修:株式会社セールス手帖社保険FPS研究所

CHECK



「ねんきん定期便」を撮影するだけで、将来もらえる 公的年金の試算ができるツールをご用意しています!





参考

この保険の遺族年金の受給に関する税務について

契約形態	課税の種類		
	年金受取の場合		一括受取の場合
	被保険者の死亡時	毎回の年金受給時*1	
契約者と被保険者が同一人の場合	年金受給権についての税法上の評価額(本保険契約においては右記「一括受取の場合」の一括受取額)に対して相続税の課税対象となります。	相続税の課税対象以外の部分に対し、雑所得として所得税*2の課税対象となります。	一括受取額に対して相続税の課税対象となります。
受取人が契約者自身の場合		雑所得として所得税*2の課税対象となります。	一時所得として所得税*2の課税対象となります。
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	年金受給権についての税法上の評価額(本保険契約においては右記「一括受取の場合」の一括受取額)に対して贈与税の課税対象となります。	贈与税の課税対象以外の部分に対し、雑所得として所得税*2の課税対象となります。	一括受取額に対して贈与税の課税対象となります。

*1 毎回の年金受給時にお受取りいただく年金は雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。

このため、実際にお受取りになる金額が年金額より少なくなる場合があります。

*2 所得税が課税された場合には、翌年、住民税の課税対象となります。

税務の取扱いについては、2024年4月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取扱い等については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。また、より詳しい内容等については、国税庁のホームページをご参照いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

※高度障害年金などにつきましては、受取人がつぎの場合には全額非課税となります。

(受取人):主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族



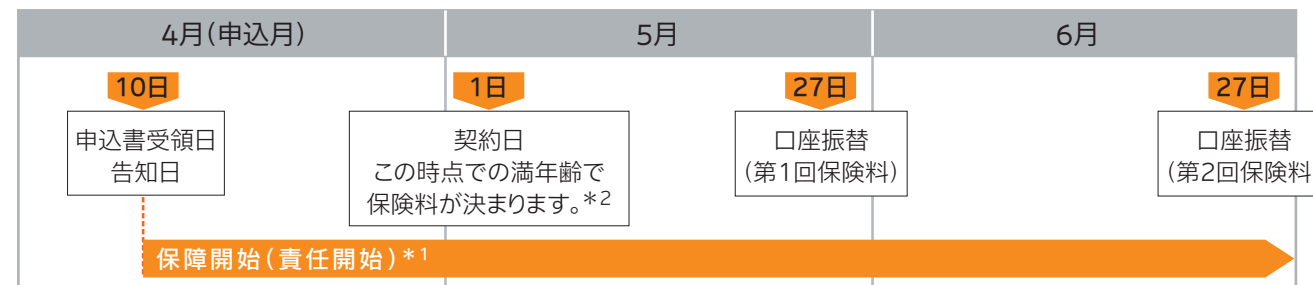
保険料のお払込みとスケジュール(保障開始)について

■月払(口座振替扱)の場合

●「申込書受領日」または「告知日」のいずれか遅い日から保障を開始します(責任開始日)。*1

●月払(口座振替扱)の場合の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日になります(契約日時点での満年齢で保険料が決まります*2)。

●申込書類到着締切日(月末第4営業日)までに、申込書類がSOMPOひまわり生命に到着し成立した場合、翌月の27日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に第1回保険料の口座振替が行われます。



*1 ご契約のお引受けを当社が承諾した場合、保障を開始します。

*2 責任開始日の翌日から翌月1日(契約日)までに誕生日を迎える方については、責任開始日が契約日になります。(その場合、初回の保険料引落しの際に2か月分の保険料を口座振替させていただきます。)

お取引信用金庫の事業性ローンをご利用されている関係先のお客さまへ

法令上の定めにより、募集代理店となる信用金庫において、つぎの①②③のいずれかに該当するお客さま*1は、お取扱いできる保険金額に制限があり、本商品では、「遺族年金の受取総額の最高額1,000万円*2」までお申込みいただけます。(ただし、「無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約」は付加できません。)

① 事業性ローンをご利用の企業(含代表者)・個人事業主の会員のお客さま

② 事業性ローンをご利用の企業など(従業員20名以下)にお勤めの会員のお客さま

③ 事業性ローンをご利用の企業など(従業員21名以上)にお勤めのお客さま

*1 ご利用状況を別途確認させていただきます。

*2 ①②について、パンフレット裏面「募集代理店」欄に記載の信用金庫の会員以外のお客さまは、当該信用金庫から本商品にお申込みいただけません。また、当該信用金庫で既に他の生命保険等をご契約されているお客さまにつきましては、すべての死亡保険金額の合計で1,000万円までが上限となります。詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問い合わせください。



お客さま専用サービス MYひまわり と健康支援 サービスのご案内



「MYひまわり」は、いつでもお手元で「生命保険」の内容確認やお手続きができ、「健康」もサポートするアプリ・Webサービスです。

無料



健康診断結果の
管理

リスク分析

おすすめの
健康行動をご案内

MYひまわりのご利用は、アプリが便利です ▶



お手元ですぐに契約確認
各種お手続きも

スマートフォンで完結

〈代表的なお手続き例〉

ご契約内容の照会

住所・電話番号のご変更

改姓・受取人のご変更

ご家族連絡先のご登録・ご変更

歩行
管理

様々なデバイスと連携して
日々の歩行記録ができ、
健康維持に役立ちます！



リスク
チェック

健康診断結果を登録すると、5年以内の健康リスクをAIが予測

STEP
1

健康診断結果を
カメラで撮影して簡単登録



STEP
2

AIが5年以内に罹患する確率の高い
がんなどの疾病を予測リスクに応じて
おすすめの健康行動をご案内します

5年以内の予測罹患率TOP3 ②

1	大腸がん	45% ②
2	高血圧	10% ②
3	糖尿病 等	5% ②

- 各種お手続きのご利用は、ご契約者さまのみが対象です。●法人のご契約者さまはご加入の保険商品によってはご登録いただけません。個人にてご登録ください。
- 健康リスク予測（検査値異常リスク予測、罹患リスク予測）は、過去の健康診断結果の統計データと登録していただいた健康診断

結果との比較から5年以内の健康リスク（検査値異常リスク、罹患リスク）の予測を表示するものです。

アプリの情報をもとに最適な健康支援サービスをご案内

血糖値が
気になる…

有料

血糖コーチング



いつでもどこでも

血糖変動を可視化

生活習慣の
改善をサポート

血糖変動に応じたメッセージにより生活習慣の改善を促します。

- 契約者・被保険者のみ利用可能です。
- 本サービスは当社が提携するシンクヘルス株式会社のアプリ内で提供するものです。

高血糖は、生活習慣の乱れなどが原因で誰にでも起こる可能性があります。また、**糖尿病や心疾患などの発症リスク**に繋がり、糖尿病を発症すると合併症を引き起こす場合もあります。血糖値を安定させるためには、**バランスの取れた食事や適度な運動が良い**といわれています。

将来、がんに
ならないか
不安…

有料

がん早期発見をサポートする
がんリスク検査サービス



自宅で完結

痛みがなく手軽

複数の部位を
チェック

一度の検査で、
●がんリスク
現在のがんリスクを調べることが可能です。
検査サービスは、当社の提携企業のサービスです。

がんは誰でも罹患する可能性がある場合があります。がん検診を受けることで、がんの早期発見や治療の選択をすることができます。がん検診は時間もお金もかかるため、自宅でできるがんリスク検査サービスをご紹介します。
※がんリスク検査は医師によるがんの診断とは異なります。あくまでもリスクや可能性を計測するに際しては医師・医療機関で行ってください。

ご契約の確認や各種お手続きは、
Web版のMYひまわりでも可能です。
ご登録方法は**こちら** ▶



- 本パンフレットに記載のサービスは、2024年10月現在のものです。
- 各サービスは予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご利用にあたってはアプリ内に記載の利用規約・注意事項もあわせてご確認ください。
- 当社が提携する企業のサービスについては、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

その他にもご利用いただける健康支援サービスをご案内しております。

MEMO

MEMO

